

エボラ出血熱に関する関係省庁対策会議の開催について

〔令和8年5月18日〕
〔関係省庁申合せ〕

- 1 エボラ出血熱について、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、エボラ出血熱に関する関係省庁対策会議（以下「対策会議」という。）を開催する。
- 2 対策会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣感染症危機管理監兼内閣官房副長官（事務）
副議長	内閣感染症危機管理監補兼内閣官房副長官補（内政担当） 内閣感染症危機管理対策官兼厚生労働省医務技監
構成員	内閣官房内閣審議官（感染症危機管理統括審議官） 内閣官房内閣審議官（内閣感染症危機管理統括庁） 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補（内政担当）付） 内閣官房内閣審議官（危機管理審議官） 内閣官房内閣審議官（内閣広報室） 内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室） 警察庁警備局長 消防庁次長 出入国在留管理庁次長 外務省領事局長 財務省大臣官房審議官（危機管理担当） 文部科学省大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官 文部科学省総合教育政策局長 厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長 農林水産省消費・安全局長 国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官

- 3 対策会議は、議長が別に定めるところにより、幹事会を開催することができる。
- 4 対策会議の庶務は、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、対策会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

附 則

- 1 この規程は、決裁の日から実施する。
- 2 この規程の効力は、閣僚会議等の開催等に係る規程の見直しについて（令和8年1月20日閣議決定）第1項から第3項までの規定の例によるものとする。